

新型インフルエンザ等に対する対策として開設される医療施設等の建築基準法の適用に関するお知らせ

1 臨時の医療施設 (法第85条第1項・第3項、法第87条の3第1項・第3項)

- 政府対策本部が設置されてから廃止されるまでの間に建築工事に着手する、知事が開設する臨時の医療施設の建築は、建築基準法令の規定は適用されません。
- 建築物の用途を変更して当該施設とする場合も同様です。
- ただし、3か月を超えて存続させようとする場合、許可が必要となりますので、施設の管理者等は、可能な限り速やかに窓口へご相談ください。

2 公益上必要な医療施設等 (法第85条第2項・第3項、法第87条の3第2項・第3項)

- 臨時に開設される公益上必要な医療施設その他これに類するもの(1の医療施設を除く。)は、確認申請手続等の規定や特殊建築物等の避難及び消火に関する技術的基準の規定等は適用されません。
- 建築物の用途を変更して当該施設とする場合も同様です。
- ただし、3か月を超えて存続させようとする場合、許可が必要となりますので、施設の管理者等は、可能な限り速やかに窓口へご相談ください。

3 その他

- 新型インフルエンザ等の患者又は新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者の受入施設及び臨時に予防接種を行う施設については、当分の間、受入前の建築物の用途の変更はないものとして取り扱います。
- なお、軽微なテント工作物は、建築物として取り扱いません。